

手続きのご案内（転入）

手続	必要なもの	担当窓口
☐ 転入届 （住み始めた日から14日以内に手続きをしてください）	○転出証明書または転出証明書に準ずる証明書 ○届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ○マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードと暗証番号（前住所地でカードを使用した転出をした場合） ○委任状（代理人の場合） ○パスポート（国外からの転入の場合） ○在留カードまたは特別永住者証明書（外国籍の場合）	市民課 市民係 （本庁1階） TEL:0968-43-1169 ・ 各市民センター 市民係
☐ 印鑑登録	○登録する印鑑 ○顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ※顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない場合 ○保証人の実印（山鹿市で印鑑登録済みのもの） ○保証人の印鑑登録証（カード）の番号 ※代理人の場合は即日登録はできません。本人宛に照会書を送付します。	
☐ マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの継続利用	○前住所地で発行されたマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ○暗証番号 ○本人確認書類（運転免許証等） ※変更事項を記載する必要があります。	
☐ 国民健康保険	【無保険の場合】○離職票等の退職日がわかるもの ※状況により手続きが異なりますので、右記までお問い合わせください。	国保年金課 国民健康保険係 （本庁1階） TEL:0968-43-1527 各市民センター 市民係
☐ 国民年金	【年金未加入の場合】○離職票等の退職日がわかるもの ※状況により手続きが異なりますので、右記までお問い合わせください。	国保年金課 後期医療年金係 （本庁1階） TEL:0968-43-1576 各市民センター 市民係
☐ 後期高齢者医療保険	○後期高齢者医療保険証 ○前住所の市町村が発行する後期高齢者医療負担区分等証明書（県外から転入される人） ○限度額適用認定証・標準負担額減額認定証・特定疾病療養受領証等（お持ちの方のみ）	
☐ 転入後速やかに 児童手当の申請 対象：中学生以下のお子さん がいる人（公務員は職場での 手続きになります。）	○受給者の健康保険証 ○受給者名義の通帳またはキャッシュカード ※受給者とお子さんが別住所になる場合は、別居監護申立書の提出が必要です。（申立書の用紙は手続き窓口に準備しています。）	子ども課 児童家庭係 （本庁1階） TEL:0968-43-1514 ・ 各市民センター 市民係
☐ 子ども医療費の申請 対象：高校三年生相当年齢以下のお子さんがいる人	○お子さんの健康保険証 ○受給者名義の通帳またはキャッシュカード	
☐ 転入後速やかに 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費	○親と子の健康保険証 ○受給者名義の通帳またはキャッシュカード ※状況により必要な書類が異なるため、右記までお問合せください。	
☐ 新生児等育児用品購入費助成の申請 対象：満1歳になるまでの児童を養育している人	○印鑑	
☐ 入園（保育園・幼稚園・認定こども園）	○「入所申込書」をお渡しします。 ※既に申込書を提出されている人は、転入されたことを子ども課にお知らせください。	子ども課 保育係 （本庁1階） TEL:0968-43-1514 ・ 各市民センター 市民係

☐ 転校 （市立小・中学校）	※転入手続き後、市民課及び各市民センター窓口で発行する転入学通知書を教育委員会、小・中学校へ持参してください。 ※転入前の学校から交付された在学証明・教科用図書給与証明書を、新しい小・中学校へ持参してください。	学校教育課 学校指導室 （本庁4階） TEL:0968-43-1391
☐ 身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	○該当する手帳 ○印鑑 ※状況により手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	福祉課 障がい福祉係 （本庁1階） TEL:0968-43-0052 ・ 各市民センター 市民係
☐ 重度心身障害者医療 （前住所地で障害者の医療費助成制度を利用していた人）	○障害者手帳（※身体：1・2級 精神：1級 療育：重要度・重度判定の人） ○世帯全員の住民票の写し（続柄必要） ○健康保険証 ○本人の預金通帳 ○印鑑	
☐ 特別障害者手当 障害児福祉手当	※状況により手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	
☐ 特別児童扶養手当	○手当証書 ○印鑑 ○受給者の金融機関口座番号（普通預金）のわかるもの	
☐ 障害福祉サービス	※サービスにより手続きが異なるため、右記までお問い合わせください。	
☐ 自立支援医療費 （更生医療・精神通院・育成医療を受ける人）	※診断書等が必要な場合もあるため、右記までお問い合わせください。	
☐ 妊娠健康診査受診券	○前市町村で発行された妊婦健康診査受診券 ○母子健康手帳 ※過去の妊娠経過の確認等のため、上の子の母子手帳もご持参ください。	健康増進課 健康増進係 （山鹿健康福祉センター内） TEL:0968-43-0050
☐ 乳幼児健康診査・訪問・相談	※詳しくは、右記までお問い合わせください。	
☐ 各種健診 予防接種	※詳しくは、右記までお問い合わせください。	
☐ 介護保険 （認定を受けている人）	○前住所地からの受給資格証明書または前住所地の介護保険被保険者証 ※介護保険の住所地特例施設（特別養護老人ホームなど）へ入所の方は、お申出ください。	長寿支援課 長寿総務係 介護サービス係 （本庁1階） TEL:0968-43-1180 ・ 各市民センター 市民係
☐ 市営住宅の入居	※市営住宅への入居手続き後、転入届を市民課まで提出してください。 詳しくは、右記までお問い合わせください。	都市整備課 住宅政策室 （本庁2階） TEL:0968-43-1591
☐ 上水道 下水道	※使用届は市民課窓口でも受付しています。 ※上水道の開栓は「水道局お客様サービスセンター（0968-43-1161）」に連絡してください。	市民課 市民係 （本庁1階） TEL:0968-43-1169 ・ 各市民センター 市民係
☐ 飼い犬	○転入元の市町村で発行された鑑札及び狂犬病注射済票 ※鑑札及び狂犬病注射済票を紛失された場合でも手続きできます。 ※転入元での登録が確認できなかった場合は登録料3,000円が必要です。	環境課 環境政策係 （環境センター内） TEL:0968-43-7211 ・ 各市民センター 市民係
☐ 市営墓地 （市営墓地を利用・管理している人）	○印鑑 ○墓地利用許可証（失くされた方は、環境課窓口でお伝え下さい。） ○新しい住所の住民票の写し（市民課で交付） ○手数料200円	環境課 環境政策係 （環境センター内） TEL:0968-43-7211

□ 原付・小型特殊自動車標識交付（125cc以下のバイク・ミニカー等をお持ちの人）	【前住所地で廃車手続済】 ①所有者の廃車証明 ②車台番号が確認できる書類（自賠責保険証など） 【前住所地で廃車手続未済】 ①所有者のナンバープレート ②車台番号が確認できる書類（自賠責保険証など）  必要書類・申告書等は 窓口またはHPで確認できます。	市民課 市民係 （本庁1階） TEL:0968-43-1169 ・ 各市民センター 市民係
---	--	---

※各市民センターのお問い合わせ先

○鹿北市民センター	市民係	TEL:0968-32-3111
○菊鹿市民センター	市民係	TEL:0968-48-3111
○鹿本市民センター	市民係	TEL:0968-46-3111
○鹿央市民センター	市民係	TEL:0968-36-3111